

## 第3章 計画の体系

本計画では、5つの基本目標を掲げ、基本目標の下に14の重点目標と施策の方向を示しています。

- **基本目標Ⅰ** 男女共同参画社会を形成するための意識改革
- **基本目標Ⅱ** 男女共同参画による豊かな社会づくり
- **基本目標Ⅲ** 男女が共に仕事と家庭を両立できる環境づくり
- **基本目標Ⅳ** 女性の人権と健康に配慮した社会づくり
- **基本目標Ⅴ** 男女共同参画社会形成に向けた計画的推進

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきましたが、それにもかかわらず、今なお社会の制度や慣行、人々の意識や行動の中に、長い間に形づくられてきた女性に対する差別や性別による固定的な役割分担意識が残っています。このような意識は、次第に薄れつつあるものの、男女間の不平等を感じる人も多く、男女共同参画に対する認識を高めるためのなお一層の取組が必要とされています。

また、少子・高齢化の進展と人口減少社会への突入、情報化、国際化、家族形態の多様化など、社会経済情勢が急速に変化していく中で、県民一人ひとりが、豊かさと潤いを享受できる社会を築いていくためには、職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野において、男女が、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に生かし、ともに責任を果たしていく「男女共同参画社会」の実現が求められています。

男女共同参画社会は、あらゆる分野での具体的な行動により実現します。行動を促進するためには、学校、地域、職場などにおいて、県民の意識を改革していく必要があります。

特に、人を性別で分け隔てしない男女平等意識は人格が形成される幼少期から意識づけることが大事です。

そのため、家庭や学校において男女共同参画に関する教育や学習を、広く行っていきます。また、具体的な行動につなげるために、女性の能力開発を支援します。

## 基本目標Ⅱ

## 男女共同参画による豊かな社会づくり

男女共同参画社会は、多様な価値観の下、男女を問わずあらゆる人々が個性を生かし、共に生きる、豊かで活力のある社会です。

男女共同参画社会を創っていくためには、男女が社会で対等な構成員として政策や方針の立案及び決定に参画する機会が確保されていることが必要です。

しかしながら、政策・方針決定過程に参画する女性の割合はまだ少なく、女性の参画が少ない分野も数多くあるのが現状です。このことから、今後、県は、率先して審議会等への女性の登用を推進していきます。さらに、市町村、事業所、各種団体等へも働きかけていくとともに女性の参画が推進されるための女性の能力開発を支援していきます。

また、農山村を含む全ての地域において、性別・年齢・国籍・障害の有無などに関わりなく、誰もが自分らしい生き方や活動を選択し、輝いて生きることができる社会が構築されるよう支援するとともに、支え合いの中で安心して生活できるよう制度や環境を整備します。

さらに、国際社会では、国連を中心に世界的な取組が進んでおり、女性の問題は国際的に共通の課題であるとの認識が深くなっています。

このため、男女共同参画社会形成においては、男女共同参画に関する国際社会での様々な取組と国際規範を取り入れ、国際社会とともに歩みます。

## 基本目標Ⅲ

## 男女が共に仕事と家庭を両立できる環境づくり

男女が社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。

特に、少子高齢化、核家族化が進む現在、活力ある社会を維持していくためにも、仕事と家庭の両立を図り、男女が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することは、何にもまして大切です。

また、少子化に伴い、労働力不足が懸念される中、女性が差別されることなく、職業生活を送ることができるようにすることは重要です。

こうしたことから、均等な機会と待遇について環境の整備を企業等に働きかけていきます。

なお、就業形態に対するニーズが多様化する中で、その価値観やライフスタイルに応じた働き方を選択できるよう環境の整備を図るとともに、キャリアアップ、再就職、起業等に必要女性の職業能力開発等を支援します。

## 基本目標Ⅳ 女性の人権と健康に配慮した社会づくり

男性も女性も、互いに人権を尊重し合い、一人ひとりが互いの身体的特質を理解し、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提です。

特に、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。女性に対する暴力を根絶するために幅広い取組を行います。

また、男女の生涯を通じた健康を支援する中で、女性は妊娠や出産をする可能性もあることから、その身体的特性に応じた総合的な健康支援が必要です。

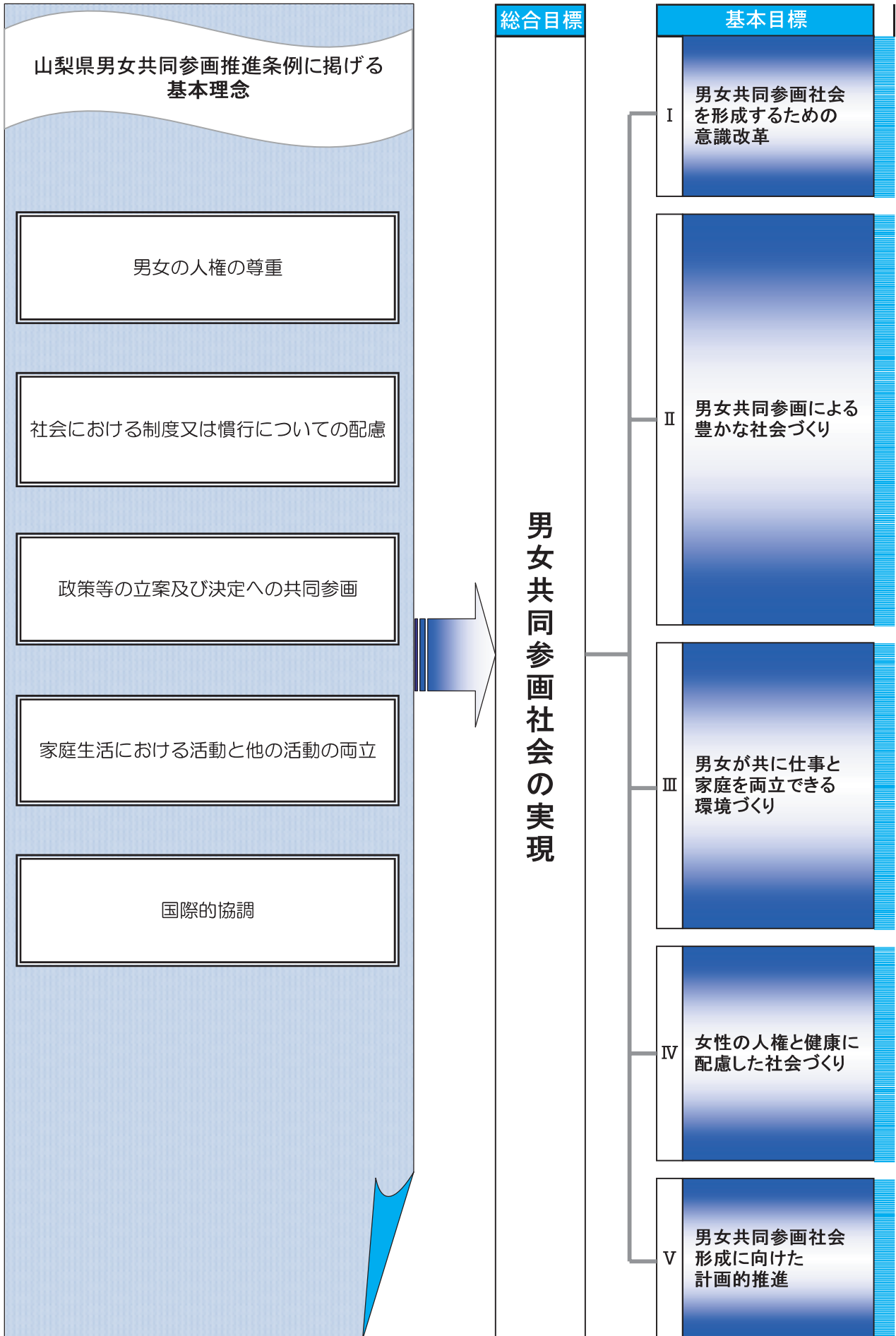
## 基本目標Ⅴ 男女共同参画社会形成に向けた計画的推進

男女共同参画社会形成のためには広範かつ多岐にわたる取組が必要です。これらの取組を整合性をもって、総合的に推進するためには、体制の充実と、あらゆる分野への広がりが必要です。

また、男女共同参画推進センターは、男女共同参画推進の拠点施設として、男女がともに自主的な活動に参加できるよう、情報・研修・相談・交流等の各種事業の充実に努めるとともに、より多くの人々が男女共同参画に関心を持つよう、時代にあった事業を推進していくことが必要です。

今後、県の推進体制を充実するとともに、市町村及び各種団体との連携を強め、全県的な気運を醸成して、各分野での取組を促進します。

# 計画の体系



重点目標		施策の方向
1	男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと男女平等意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと男女平等意識の醸成(わかりやすい意識啓発や情報提供)</li> <li>◆男女共同参画にかかる情報収集・提供等</li> <li>◆メディアにおける男女共同参画の推進</li> </ul>
2	男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校教育における男女平等を推進する教育と学習の充実</li> <li>◆社会教育等における男女共同参画の推進</li> <li>◆生涯にわたる学習活動の支援</li> <li>◆女性のエンパワーメントのための学習支援及び女性のチャレンジ支援</li> </ul>
1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各種審議会委員等への女性の参画促進</li> <li>◆女性職員の登用の推進</li> <li>◆女性の人材育成等</li> </ul>
2	地域社会への男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域社会活動への男女共同参画の推進</li> <li>◆環境分野での男女共同参画の推進</li> <li>◆地域おこし、まちづくり、観光分野等における男女共同参画の推進</li> <li>◆男女共同参画の視点を取り入れた防災(災害復興)体制の促進</li> </ul>
3	高齢者、障害者が安心して暮らせる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者の社会活動の促進、学習機会の充実</li> <li>◆高齢者が安心して暮らせる介護体制の充実</li> <li>◆障害者の自立した生活の支援</li> <li>◆社会基盤の整備</li> </ul>
4	農山村における男女共同参画の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆女性が住みやすく活動しやすい農山村づくり</li> <li>◆農村地域の女性の地位向上に向けた意識改革の促進</li> <li>◆政策・方針決定過程への女性の参画の促進</li> <li>◆農山村の高齢者が安心して暮らせる条件の整備</li> </ul>
5	国際社会を視野に入れた男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国際社会における取組等の情報収集及び提供並びに施策への反映</li> <li>◆あらゆるレベルでの国際交流や協力の推進</li> </ul>
1	働く場における男女の均等な機会と待遇の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進</li> <li>◆女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進</li> <li>◆妊娠中及び出産後も働きやすい職場環境づくりの促進</li> </ul>
2	多様な働き方への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆能力開発のための支援</li> <li>◆再就職に向けた女性の能力開発のための支援</li> <li>◆多様な働き方への支援</li> <li>◆商工業等の自営業に従事する女性への支援</li> </ul>
3	仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関する意識啓発の充実</li> <li>◆仕事と育児・介護等両立のための制度の定着</li> <li>◆育児・介護等を行う労働者が働き続けやすい環境の整備</li> <li>◆多様なライフスタイルに応じた保育サービスの整備</li> <li>◆ひとり親家庭等に対する支援の推進</li> <li>◆家庭生活への男女の参画の促進(特に男性の参画促進)</li> </ul>
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり</li> <li>◆配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進</li> <li>◆性犯罪被害者への支援と潜在化の防止</li> <li>◆売買春への対策の推進</li> <li>◆人身取引への対策の推進</li> <li>◆セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進</li> <li>◆ストーカー行為等への対策の推進</li> </ul>
2	生涯を通じた女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生涯を通じた女性の健康の保持増進</li> <li>◆妊娠・出産期における女性の健康支援</li> <li>◆生涯を通じた健康づくりの情報や学習機会の提供</li> <li>◆エイズ、性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒等に関する適切な教育及び啓発活動の充実</li> </ul>
1	庁内の推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県の推進体制</li> <li>◆計画の進捗状況の公表</li> <li>◆男女共同参画推進センターの機能の充実</li> <li>◆相談・苦情処理制度の周知</li> <li>◆職員研修の充実</li> </ul>
2	市町村及び各種団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県民運動の展開</li> <li>◆市町村との連携</li> <li>◆関係機関、関係団体等との連携</li> </ul>